

○雲仙市歴史資料館の管理運営に関する規則

平成17年10月11日
教育委員会規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲仙市歴史資料館の設置及び管理等に関する条例（平成17年雲仙市条例第87号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(管理運営事項)

第2条 雲仙市歴史資料館（以下「資料館」という。）の管理運営について、次のとおり定める。

(1) 管理事項

- ア 資料館の開閉に関すること。
- イ 資料館及び収集した資料の災害、盗難等の防止に関すること。
- ウ 入館者の観覧についての手続に関すること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、管理上必要な事項

(2) 運営事項

- ア 資料館の資料の収集分類に関すること。
- イ 資料の展示及び保存に関すること。
- ウ 資料館主催事業の計画及び実施に関すること。
- エ 展示用資料の借受け及び貸出しに関すること。
- オ 資料館の維持に関すること。
- カ 収集した資料の調査研究に関すること。
- キ アからカまでに掲げるもののほか、運営上必要な事項

(開館の時間及び休館日)

第3条 開館の時間は、別表第1のとおりとする。ただし、雲仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(入館者の遵守事項)

第4条 入館者は、館長又は管理人（以下「管理員」という。）の指示に従うとともに次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、次に掲げる事項のうち、教育委員会が資料館の管理運営上支障がないと認めるものについては、これを許可し、及び行わせることができる。

- (1) 展示品に手を触れないこと。
- (2) 資料館内で、インク、墨汁類を使用しないこと。
- (3) 資料館内で、喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 他の入館者の妨げになる行為をしないこと。

2 管理員は、入館者が前項の規定に違反したときは、退館を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(管理員の義務)

第5条 管理員は、次に掲げる業務に専念する義務を負い、その状況を日報として別に定める様式により、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 開館中における展示資料の監視
- (2) 入館料の徴収
- (3) 入館者の記録及び保存資料の状態の記録
- (4) 防災及び盗難の防止
- (5) 資料館内外の清掃
- (6) 源泉の監視
- (7) 入館者への展示内容の説明
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な事項
(利用の申込み、許可及び許可の取消し)

第6条 条例第6条第1項の規定により施設の利用許可を受けようとする者は、雲仙市歴史資料館利用申込書（減免承認申請書）（様式第1号）を原則として利用日の7日前までに教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により申請があったときは、適当と認める者に対し施設の利用を許可し、雲仙市歴史資料館利用許可書（減免承認書）（様式第1号）を交付する。
- 3 前2項の規定により利用許可を受けた者が、都合により利用しなくなったときは、雲仙市歴史資料館利用取消届（様式第2号）に利用許可書を添えて、その前日までに教育委員会に提出しなければならない。
(許可事項の変更)

第6条の2 前条第2項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用日の14日前までに、変更しようとする旨及び変更内容を申請し、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による変更の申請及び許可の通知について、それぞれ準用する。
(入館料等の減免)

第7条 入館料及び施設使用料（以下「入館料等」という。）の減免基準は、雲仙市公共施設使用料減免規則（平成24年雲仙市規則第5号）の規定のとおりとする。

- 2 入館料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ雲仙市歴史資料館利用申込書（減免承認申請書）（様式第1号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定により入館料等を減免するときは、雲仙市歴史資料館利用許可書（減免承認書）（様式第1号）を交付する。
(入館料等の還付)

第8条 条例第9条の規定により還付する額は、次に掲げる該当する条例の規定に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第9条第1号又は第2号 既納の入館料等に相当する額
 - (2) 条例第9条第3号 既納の入館料等の2分の1に相当する額
- 2 条例第9条第3号の規則で定める日は、利用日の前日とする。ただし、利用日の前日が市の休日に当たるときは、利用日の直前の市の休日でない日とする。

- 3 条例第9条の規定による還付を受けようとする者は、雲仙市歴史資料館入館料等還付申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（指定管理者による管理）

第9条 条例第12条第1項の規定により資料館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、資料館の開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

- 2 条例第12条第1項の規定により資料館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	館長又は管理人（以下「管理員」という。）	指定管理者
第4条第2項	管理員	指定管理者
第5条各号列記以外の部分	管理員	指定管理者
第5条第2号	入館料	利用料金
第6条第1項及び第3項	教育委員会	指定管理者
第6条の2第2項	教育委員会	指定管理者
第7条の見出し	入館料等	利用料金
第7条第1項	入館料及び施設使用料（以下「入館料等」という。）	利用料金
第7条第2項及び第3項	入館料等	利用料金
	教育委員会	指定管理者
第8条の見出し並びに同条第1項第1号及び第2号	入館料等	利用料金
第8条第3項	教育委員会	指定管理者
様式第1号	雲仙市教育委員会	指定管理者
	入館料及び施設使用料	利用料金
	入館料 有・無 施設使用料 有・無	利用料金 有・無
	施設使用料	利用料金
様式第2号	雲仙市教育委員会	指定管理者
様式第3号	入館料等	利用料金
	雲仙市教育委員会	指定管理者
	入館料	利用料金
	施設使用料	利用料金

- 3 条例第12条第1項の規定により資料館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、災害又は事故によって、当該施設、設備等が損害を受けたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（その他）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小浜町歴史資料館の管理運営に関する規則（平成12年小浜町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされものとみなす。

附 則（平成19年11月1日教委規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の雲仙市歴史資料館の管理運営に関する規則（平成17年教育委員会規則第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年6月30日教委規則第5号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日教委規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以降に利用の許可をしたものに係る入館料等の減免から適用し、この規則の施行日前に利用の許可をしたものに係る入館料等の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月31日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月5日教委規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

(許可事項の変更に関する経過措置)

- 2 利用日が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後である利用許可であっても、この規則による改正後の各規則の規定により変更の申請ができる期限を経過している利用許可の変更については、なお従前の例による。

(使用料の還付に関する経過措置)

- 3 施行日前に取消しの申出があった施設利用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月28日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

資料館の名称	開館の時間
雲仙市小浜歴史資料館	午前9時から午後6時まで
雲仙市歴史資料館国見展示館	午前9時から午後5時まで
雲仙市歴史資料館南串山展示館	午前9時から午後5時まで

別表第2（第3条関係）

資料館の名称	休館日
雲仙市小浜歴史資料館	(1) 毎週火曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
雲仙市歴史資料館国見展示館	12月29日から翌年の1月3日まで
雲仙市歴史資料館南串山展示館	(1) 毎週土・日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

様式第 1 号(第 6 条、第 7 条関係)

雲仙市歴史資料館利用申込書(減免承認申請書)
兼利用許可書(減免承認書)

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

団体名
代表者住所
氏名
(電話 — —)

雲仙市歴史資料館の管理運営に関する規則第6条第1項(第7条第1項)の規定により、下記のとおり利用したいので申請します。

利用施設	1 雲仙市小浜歴史資料館(庭園 ・ 湯太夫邸)		
	2 雲仙市歴史資料館国見展示館(第1教室・第2教室・第3教室・小教室)		
利用目的			
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
利用人数	人	入館料及び施設使用料の徴収の有無	入館料 有 ・ 無 施設使用料 有 ・ 無
減免の理由			

※太枠内は記入しないで下さい。

雲仙市歴史資料館の管理運営に関する規則第6条第2項(第7条第2項)の規定により、上記申請のとおり許可(承認)します。 年 月 日 雲仙市教育委員会			
区分	納付すべき額	減免額	減免後の額
施設使用料	円	円	円
合計	円	円	円
備考			
利用の条件 1 利用の許可を受けていない施設を利用しないこと。 2 所定の場所以外で、喫煙又は火気を使用しないこと。			

様式第 2 号 (第 6 条関係)

雲仙市歴史資料館利用取消届

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

団体名
代表者住所
氏名
(電話 — —)

雲仙市歴史資料館の管理運営に関する規則第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり施設の利用を取り消したいので申し込みます。

取消の理由		
利用の許可を受けていた	利用施設	1雲仙市小浜歴史資料館(庭園・湯太夫邸) 2雲仙市歴史資料館国見展示館(第1教室・第2教室・第3教室・小教室)
	目的	
	日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	利用人員	人
	備考	

※太枠内は記入しないで下さい。

※処理欄	
特記事項	

様式第3号(第8条関係)

雲仙市歴史資料館入館料等還付申請書

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

団 体 名
代表者住所
氏名
(電話 — —)

雲仙市歴史資料館の管理運営に関する規則第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり還付を受けたいので申請します。

還付申請の理由					
利用の許可を受けていた	利用施設				
	目 的				
	日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
	利用人員	人			
還付申請額		入 館 料	円		
		施設使用料	円		
		減 免 額	円		
		合 計	円		

※太枠内は記入しないで下さい。

※還付決定額	円
特記事項	

様式第1号 (第6条、第7条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第8条関係)